

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年1月19日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

その他 : 13 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	使用済樹脂系復水ろ過装置逆洗受タンク側入口弁において、シートリークが認められたため、当該受タンク側入口弁を点検。	D	
2	1号機	使用済樹脂系復水ろ過装置逆洗受ポンプ(A)吸込弁にシートリークが認められたため、当該吸込弁を点検。	D	
3	2号機	循環水ポンプ(C)モータ軸受温度指示計において、計器窓内に結露水が認められたため、対応検討。	D	
4	2号機	加熱蒸気および戻り系排ガス予熱器入口圧力調節弁下流側の圧力指示値が通常値よりも高いことが確認され、同系入口圧力調節弁の動作不良が考えられるため、当該入口圧力調節弁を点検。	D	
5	2号機	残留熱除去機器冷却系防錆剤注入タンク(A)薬品注入用入口弁において、シートリーク(2滴/秒)が認められたため、当該弁を点検。	D	
6	2号機	原子炉給水ポンプ駆動用タービン(B)軸受油圧計(中操)において、指示値に不良(現場0.08MPaに対し90KPa)が認められるため、当該油圧計を点検。	D	
7	2号機	タービン駆動原子炉給水ポンプ(B)軸受封水部より封水のファンネルへの漏えい(1リットル/時間)が認められたため、対応検討。	C	
8	3号機	制御棒挿入・引抜き(ノッチ)・カップリング試験(その1)において、制御棒(座標06-35:全引抜き位置)を1ノッチ挿入後1ノッチ引抜くところ、誤って、1ノッチ挿入後、更に1ノッチ挿入を実施したため、当該制御棒を所定位置に引抜き、カップリング試験を実施、対応検討。	B	
9	3号機	換気空調系サービス建屋蒸気発生器水位用レベル計において、指示不良(詰まり)が認められたため、当該レベル計を点検。	D	
10	4号機	非常用ガス処理系(A系)隔離弁において、全閉にもかかわらず、中操表示灯が赤・緑両点灯しているのが認められたため、当該弁のリミットスイッチを点検。	D	
11	4号機	原子炉補機冷却系熱交換器(C)電解鉄イオン注入流量計点検に伴う同注入配管の排水作業において、排水できず、同注入配管、ドレン弁、排水管の詰まりが考えられるため、当該部を点検。	D	
12	1,2号廃棄物処理設備	廃棄物処理建屋排気ダクトサポート点検において、基礎部ボルトに腐食が認められたため、当該ボルトを交換。	D	

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
13	1, 2号廃棄物処理設備	ホットシャワードレン逆洗水受タンク(B)において、液位高の表示が発生したことから、同タンク出口配管の詰まりと考えられるため、当該タンク出口配管を清掃。	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉の停止</li> <li>・発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・火災の発生 など</li> </ul>
区分	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合                             <ul style="list-style-type: none"> <li>* 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障</li> <li>* 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など</li> </ul> </li> <li>・原子炉への異物の混入 など</li> </ul>
区分	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点から速やかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい</li> <li>・圧力抑制室等への異物の混入</li> <li>・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常小修理 など</li> </ul>

【原子力発電所における不適合事象の是正管理】

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 「不適合の定義」(JEA4101-2000より)

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)

不適合管理グレード分け(不適合管理委員会にて決定)

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象
- : プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
- : 定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた事象
- : 運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

(お問い合わせ)

福島第二原子力発電所・広報部・企画広報グループ

電話 0240-25-1353